

伊丹市一般職員服務分限条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市一般職員服務分限条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓及び当該職員等に係る公務災害補償等の補償基礎額の区分について所要の改正を行うため。

伊丹市一般職員服務分限条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（令和２年伊丹市条例第 号）

（伊丹市一般職員服務分限条例の一部改正）

第１条 伊丹市一般職員服務分限条例（昭和２６年条例第２１２号）の一部を次のように改正する。

第１９条に次の１項を加える。

２ 法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第４１条中「給料」の右に「又は報酬」を加える。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第２条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年伊丹市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第４条第３号を次のように改める。

(3) その報酬が日額で定められている職員 負傷もしくは死亡の原因である事故の発生の日または診断によつて疾病が確定した日においてその者について定められていた報酬の額（その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額）

第４条に次の２号を加える。

(4) 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員または報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額

(5) 給料を支給される職員 法第２条第４項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

第１２条第４項，第１３条及び第１５条第２項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

付 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 第 2 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 4 条の規定は，この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補償について適用する。